

中央環境審議会議事運営規則（抜粋）

（部会）

第四条 審議会に、次に掲げる十三部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 循環型社会計画部会
- 四 環境保健部会
- 五 地球環境部会
- 六 大気環境部会
- 七 騒音振動部会
- 八 水環境部会
- 九 土壌農薬部会
- 十 瀬戸内海部会
- 十一 自然環境部会
- 十二 野生生物部会
- 十三 動物愛護部会

（部会の決議）

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。
- 3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。